

## 第1回 令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部会議

日時：令和7年3月19日（水）

16:30～16:45

場所：県庁3階 第一応接室

### 次 第

- 1 開会
- 2 令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部の設置 資料1
- 3 大船渡市林野火災発生に伴う被害状況 資料2
- 4 復旧・復興に向けた主な課題等 資料3
- 5 閉会

## 令和 7 年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部の設置

### 1 趣旨

令和 7 年 2 月に大船渡市で発生した林野火災の災害対策を推進するため、「令和 7 年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部」を設置するもの（令和 7 年 3 月 19 日付け）。

### 2 所掌事項

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関する事。
- (2) 被害状況等の把握に関する事。
- (3) インフラの復旧に関する事。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関する事。
- (5) 産業（農林水産業、製造業、観光等）の再生・復興に関する事。
- (6) その他被災地域の復旧・復興推進に関する事。
- (7) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関する事。

### 3 体制

- ・本部長：知事
- ・副本部長：副知事
- ・本部長：企画理事、部局等及び広域振興局長、医療局長、企業局長、教育局長、警察本部長、東京事務所長

### 4 設置期間

当分の間とする。

（被災者の応急仮設住宅から恒久住宅への移行が完了するなど、復旧・復興の進捗状況を踏まえて決定する）

#### （参考：連絡会議の設置）

本庁各部局等との調整等を円滑に行うため、連絡会議を併せて設置する。

連絡会議の委員は各部局等の副部長級職員を充てる。

## 大船渡市林野火災発生に伴う被害状況

令和7年3月17日(月) 14時30分現在

## 1 焼損面積

約2,900ha (調査中) (3月9日17:00 鎮圧)

## 2 人的被害

死者 1名 (90代男性、焼死)

## 3 家屋被害

- ・住家102棟 (うち全壊76棟)
- ・非住家108棟 (うち全壊95棟)

(地域別の被害棟数)

3月9日12:00現在

町名	地域	住家			住家以外			合計
		全壊	全壊以外	小計	全壊	全壊以外	小計	
三陸町綾里	小路	14	1	15	39	2	41	56
	石浜	11	1	12	6	2	8	20
	田浜	8	2	10	5	0	5	15
	岩崎下	2	2	4	4	1	5	9
	野形	0	0	0	1	0	1	1
	宮野東	2	1	3	4	1	5	8
	野々前	4	0	4	4	1	5	9
赤崎町	白浜	1	0	1	2	0	2	3
	港	15	11	26	12	4	16	42
	外口	18	8	26	9	1	10	36
	合足	1	0	1	9	1	10	11
合計		76	26	102	95	13	108	210

※外観調査により確認した被害棟数であり、今後の調査状況により棟数が変わる場合がある。

## 4 産業被害

## (1) 農林水産業関係

区分	被害の内容	被害額
農業関係	家畜等 (ブロイラー) 約2,300羽 (避難指示に伴う被害)	調査中
林業関係	特用林産施設 (菌床しいたけ栽培施設) 2棟 うち1棟の施設内の菌床しいたけ栽培用培地 8,000個 林業機械 4台	
水産業関係	水産業共同利用施設 (定置漁業用倉庫) 1棟 施設内に保管されていた漁具 (定置網) 4箇統 養殖物 (あわび) 約250万個 (停電等による被害) 漁港施設 (泊地内への焼損木の漂着被害) 3漁港	

## (2) 商工観光業関係

区分	被害の内容	被害額
商工業関係	事業用施設 (建物焼失) 1事業者 事業用施設 (倉庫焼失)、設備 (ボイル釜、車両焼失) 事業用設備 (給水管破損) 1事業者 事業用設備 (冷凍庫一部焼失) 1事業者	調査中
観光関係	予約キャンセル等 1事業者	

## 復旧・復興に向けた主な課題等

復旧・復興に向けた課題として①くらしの再建、②なりわいの再生、③インフラの整備の3つの柱で整理。

### 課題の柱

#### ①くらしの再建

### 内容

- ・避難所運営支援、災害ケースマネジメントの実施
- ・住宅再建支援（応急仮設住宅の確保、住宅の応急修理、被災者生活再建支援金の支給）
- ・心のケア等の被災者支援
- ・災害廃棄物の早期処理に向けた支援
- ・児童生徒等の学びの継続への支援 等

#### ②なりわいの再生

- ・農林事業者等への支援
- ・水産事業者等への支援
- ・商工観光事業者等への支援 等

#### ③インフラの整備

- ・治山等の公共土木施設等の早期復旧
- ・森林等の早期復旧
- ・水産業共同利用施設等の早期復旧
- ・長距離自然歩道等の自然公園施設の早期復旧
- ・自治体が整備した光ファイバ等の情報通信基盤の早期復旧 等

※第2回復旧・復興推進本部会議において、上記課題への対応の方向性を整理

# 避難所運営などの支援

災害救助法の適用に伴い、避難所運営のほか、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、生活必需品の給与、学用品の給与等の所定の経費が国・県による経費負担の対象となる。

## 避難所運営に関する項目(例)

【出所】内閣府ウェブサイト

### 主に生活環境の整備に関すること

- 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※
- 被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※

### 主に食事に関すること

(温かく栄養バランスのとれた食事のために)

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置(一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当等の購入

### 主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー(洗濯機、乾燥機)、仮設トイレ、授乳室の設置
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル※

### 主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※

### 主に要配慮者に関すること

- 高齢者用おむつの購入、ストーマ用装具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※
- 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入
- 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ

※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。

なお、購入した器材(物)は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

# くらしの再建に向けた各種支援について

## ① 罹災証明書の発行

家屋の被害認定調査結果等のデータを被災者台帳システム（県・市町村が共同運用）へ入力し、罹災証明書の発行をはじめとする各種被災者支援に活用

大船渡市における罹災証明書の交付状況 69件（3 / 17時点）

## ② 住宅の応急修理

大船渡市において3 / 20から申請受付を開始予定

【支給額】 大規模半壊、中規模半壊、半壊 1世帯当たり71万7千円以内  
準半壊 1世帯当たり34万8千円以内  
（応急修理を実施すると応急仮設住宅への入居は不可）

## ③ みなし仮設住宅 公営住宅や建設型応急仮設住宅については、後出資料参照

（一社）岩手県宅地建物取引業協会及び（公財）全日本不動産協会岩手県本部の協力を得て、みなし仮設住宅（賃貸型応急仮設住宅）として供与可能な物件リストを作成して大船渡市に提供

大船渡市において3 / 19から入居申込の受付開始（物件数：大船渡市151件、釜石市22件）

## ④ 被災者生活再建支援金

大船渡市において3 / 20から申請受付を開始予定

【支給額】 住宅の被害の程度や再建方法に応じて最大300万円

## 令和 7 年 2 月 26 日 大船渡市林野火災に伴う環境生活部関係の対応状況等

### 1 災害廃棄物処理の対応状況

#### (1) 災害廃棄物処理に要する経費

3月12日に環境省（東北地方環境事務所経由）より、今般の火災を災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とする旨の連絡あり。  
(大船渡市へ伝達済み)

#### (2) 職員派遣要請への対応状況等

- ・ 大船渡市からの要請に応じ、災害廃棄物処理に関する業務支援を行うため、**化学職等の職員派遣を調整するとともに**、市や（一社）岩手県産業資源循環協会等、関係機関と**具体的な処理方法等について調整を実施**。
- ・ 3月17日（月）から当面の間、環境生活部技術職員（化学）が大船渡地区合同庁舎に常駐し、大船渡市をサポート。

#### 【支援内容】

- ・ 災害廃棄物仮置場の設置、運営等に関する技術的支援
- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の調整等に関する事務処理支援
- ・ その他災害廃棄物処理に係る業務・国及び県との連絡調整業務全般

### 2 被災動物の避難状況

- ・ 2月28日、県と災害時の動物救護に係る協定を締結する動物愛護団体等（全12団体）のうち、**大船渡市周辺を活動区域とする団体に対し、被災動物救護に係る協力を要請**。
- ・ 3月1日、大船渡保健所に「**同行避難したペットの一時預かり相談窓口**」を設置。また、各避難所に相談窓口を周知するチラシを配布。
- ・ 隣接する保健所が大船渡保健所を支援する体制を併せて整備。
- ・ 3月7日、避難所運営に必要なケージやペットフード等について環境省に要請。
- ・ 3月8日、旧吉浜中学校避難所で、**ペット同行避難の受け入れを開始**。  
**大船渡保健福祉環境センターが、動物愛護団体の協力を得ながら運営を支援**。
- ・ 3月11日、環境省から必要な支援物資が到着。一時預かりに協力いただいている動物愛護団体に配布。

- ・ 3月12日、避難所が2か所に集約されたことに伴い、旧吉浜中学校でのペット同行避難の受け入れを終了（3月8日～12日受入実績なし）。
- ・ 大船渡保健福祉環境センターにおいて、一時預かりの相談受付を継続し、動物愛護団体の協力を得ながら、引き続き被災動物の避難を支援。

【動物の一時預かりの状況】（令和7年3月17日14時30分時点）（ ）内は3/14からの増減

区分	団体等	犬	猫
協定を締結する	人と動物の絆 momo 太郎（釜石市）	0 (0)	7 (0)
動物愛護団体	動物いのちの会いわて（雫石町）	2 (0)	0 (0)
合計		2 (0)	7 (0)

### 3 避難所の食料の支援状況

- ・ 岩手県飲食業生活衛生同業組合（大船渡支部）において、避難所への炊き出し支援を2月27日（木）から3月6日（木）まで実施。

### 4 相談窓口の周知

- ・ 被災者の住まいや生活、経営再建の相談など、復旧・復興に関する各種相談窓口を県ホームページに掲載し周知。

[トップページ](#) > [暮らし・環境](#) > [安全・安心](#) > [防災](#) > [大船渡市赤崎町林野火災に関する相談窓口について](#)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenshin/bosai/1081917.html>



大船渡市赤崎町林野火災に関する相談窓口

区分	ご相談内容	窓口	電話番号
<b>★住まいに関するご相談</b>			
	被災者向けの住宅対策（公営住宅に関する事）	建築住宅課（若手県土木整備部）	019-629-5931
<b>★生活に関するご相談</b>			
	通信	科学・情報政策室（若手県ふるさと振興部）	019-629-5245
	高圧ガス	消防安全課（若手県復興防災部）	019-629-5151
	愛玩動物の一時預かり	大船渡保健福祉環境センター（若手県沿岸広域振興局）	0192-27-9923
	被災者生活再建支援制度（支援金等）	復興くらし再建課（若手県復興防災部）	019-629-6917
	義援金	保健福祉企画室（若手県保健福祉部）	019-629-5408
	義援物資	ものづくり自動車産業振興室（若手県農工商労働観光部）	019-629-5561～5563
	母子父子寡婦福祉資金	大船渡保健福祉環境センター（若手県沿岸広域振興局）	0192-27-9913
	生活保護、経済的に困窮している方	地域福祉課（若手県保健福祉部）	019-629-5425、019-629-5437
	労災保険・雇用保険	若手労働局	0120-980-783
	労災保険・雇用保険・社会保険・健康保険	若手県社会保険労務士会	019-651-2373
	暮らしの悩みの一括無料電話相談 “よりそいホットライン”	一般社団法人社会的包摂サポートセンター	0120-279-338 (24時間対応)
<b>★医療・福祉に関するご相談</b>			
医療相談	医療政策室（若手県保健福祉部）	019-629-5406	
	県民医療相談センター	019-629-9620	
医療機関等の情報（医療情報ネット）	医療政策室（医療機関情報）	019-629-5406	
	健康国保課（薬局情報）	019-629-5467	
感染症予防	医療政策室（若手県保健福祉部）	019-629-5417	
医療機関での受診・窓口負担	東北厚生局若手事務所	019-907-9070	
児童に関する相談	若手県一関児童相談所	0191-21-0560	
女性に関する相談 （困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談窓口）	若手県福祉総合相談センター	0192-629-9610 (平日 9時30分～16時)	
障がい福祉に関する相談	障がい保健福祉課（若手県保健福祉部）	019-629-5448	
医療的ケア児に関する相談	若手県医療的ケア児支援センター相談窓口	019-611-0610 (平日 9時30分～16時)	
身体障がい・知的障がいに関する相談	若手県福祉総合相談センター	身体障がい：019-698-2411 知的障がい：019-629-9613	
女性の悩み全般	若手県男女共同参画センター	019-606-1761（月水金：9時～18時、 火金：9時～20時、土日：12時～16時）	
介護、高齢者福祉に関する相談	長寿社会課（若手県保健福祉部）	019-629-5435	
心の健康相談 （精神障がいに関する相談、災害時ストレス健康相談窓口）	若手県精神保健福祉センター	災害時対応相談：019-629-9617 (平日 9時～16時30分) こころの相談電話：019-622-6955（平日 9時～18時）	
難病相談	若手県難病相談・支援センター	019-614-0711 (平日 10時～16時)	

<b>★教育に関するご相談</b>			
県立高等学校の授業料等の減免措置	教育企画室（若手県教育委員会事務局）	019-629-6151	
学校生活に関する相談（ふれあい電話）	若手県立総合教育センター	0198-27-2331 (平日 9時～17時)	
	沿岸南部教育事務所	0192-27-9910 (平日 9時～17時)	
県立大学及び県立大学短期大学	学事振興課（若手県ふるさと振興部）	019-629-5045	
県立職業能力開発施設の授業料等の減免措置	定住推進・雇用労働室（若手県農工商労働観光部）	019-629-5585	
県立看護師養成所の授業料等の減免措置	医療政策室（若手県保健福祉部）	019-629-5406	
農業大学の授業料等の減免措置	若手県立農業大学校	0197-43-2211	
<b>★税金に関するご相談</b>			
国税	最寄りの税務署	-	
県税（けんげい・ねっと）	税務課（若手県総務部）	019-629-5144	
	大船渡地域振興センター県税室（若手県沿岸広域振興局）	0192-27-9912	
市町村税	各市町村	-	
<b>★仕事に関するご相談</b>			
求職活動、労働相談窓口、各種助成金	最寄りのハローワーク	-	
<b>★労働相談</b>			
事業所の雇用維持、雇用保険の支給、賃金・解雇等労働条件、労災保険給付、未払賃金の立替払い、労働保険料の申告・納付、雇用促進住宅の入居等	総合労働相談コーナー 若手労働局総合労働相談コーナー	0120-980-783 019-604-3002 (いずれも平日9時～17時)	
<b>★経営再建に関するご相談</b>			
中小企業者への資金繰り等支援	経営支援課（若手県農工商労働観光部）	019-629-5542	
	日本政策投資銀行（東北支店） (株)日本政策金融公庫	022-227-8181 019-653-5121	
農業経営再建等相談窓口	団体指導課（若手県農林水産部） ・制度資金に関する事 大船渡農林振興センター（若手県沿岸広域振興局） ・産業界関係の被災に関する事	019-629-5698 0192-27-9914	
被災農地・農業施設の復旧に関する相談	大船渡農林振興センター農村整備課 (若手県沿岸広域振興局)	0192-22-9376	
林業経営再建等相談窓口	団体指導課（若手県農林水産部） ・制度資金に関する事 大船渡農林振興センター ・林業関係の被災に関する事	019-629-5699 0192-27-9914	
	団体指導課（若手県農林水産部） ・制度資金に関する事	019-629-5699	
水産業再建等相談窓口	沿岸広域振興局水産部 大船渡水産振興センター（若手県沿岸広域振興局） ・水産業界関係の被災に関する事	0193-27-5527 0192-27-9915	
経営相談等窓口	(財)いわて産業振興センター	019-631-3820	
<b>★災害廃棄物に関するご相談</b>			
災害廃棄物	資源循環推進課（若手県環境生活部）	019-629-5367	
<b>★その他のご相談</b>			
災害ボランティア	災害ボランティアをしたい場合	若手県災害ボランティアセンター (若手県社会福祉協議会)	019-637-4466
悪質商法への注意	災害に関連する悪質商法	若手県立県民生活センター	019-624-2209
<b>★上記以外のご相談（相談先が不明な場合など）</b>			
県庁の窓口	お電話の方	環境生活企画室（若手県環境生活部）	019-629-5343,5344
	来庁の方	県民室（県庁1階）	
最寄りの振興局の窓口		大船渡地域振興センター総務課 (大船渡市最寄りの振興局)	0192-27-9931

※相談対応時間は、特に記載のない場合は、基本的に8時30分～17時15分となります。

## 令和7年2月26日大船渡市林野火災に伴う保健福祉部関係の対応状況等

- 医療施設 ⇒ 休止していた2施設は診療再開
- 介護、福祉施設
  - <サービス休止> ⇒ サービス休止していた1施設は再開済み
  - <避難（事前避難含む）施設> ⇒ 帰所済み
- 児童福祉施設等【被災地域内 1施設サービス休止中】
  - ・大船渡市立綾里こども園
  - ・りょうりキッズ（放課後児童クラブ） ※3/17再開
- 県立福祉の里センター
  - 大船渡市からの依頼を受け、2/27(木)午後から避難者の受入を継続している。
- 日本赤十字社岩手県支部
  - 大船渡市からの依頼で次のとおり物資等を届けた。（いずれも概数）
    - ・ 2/26(水)：毛布700枚、バスタオル700枚、安眠セット420個、緊急セット420個
    - ・ 3/2(日)：ダンボールベッド80個、パーテーション200個、屋内テント140個、毛布300枚、安眠セット500個、タオルケット300枚
    - ・ 3/3(月)：タオルケット800枚
    - ・ 3/6(木)：毛布500枚、段ボールベッド50枚
    - ・ 3/13(木)：屋根付きパーテーション4機
  - こころのケアチーム1班（看護師2名、補助スタッフ2名）を派遣。
    - ・ 3/4(火)：避難所(リアスホール)にて環境改善等を実施
    - ・ 3/5(水)：避難所(越喜来小学校、三陸公民館)にて環境改善のほか健康相談、傾聴等を実施
    - ・ 日赤岩手県支部のこころのケアチームは3/7(金)まで活動
    - ・ 3/10(月)～3/12(水)：宮城県支部からチーム派遣
    - ・ 3/12(水)～3/14(金)：秋田県支部からチーム派遣 (派遣終了)

● **保健師等チーム派遣**

大船渡市からの要請を受け、3/5(水)から保健師等（1チーム：保健師2名とロジ担当1名の計3名）を1日あたり5チーム、10日(月)から市町村と合同で保健師等を1日あたり6チーム、11日(火)から1日あたり5チーム、14日(金)は3チーム、15日(土)から1日あたり2チーム派遣。なお、3/17(月)は、保健師等に加え、保健所管理栄養士4名を派遣。

● **気仙医療圏保健医療福祉調整本部の立上げ**

現地の災害対策に係る保健・医療・福祉活動の支援ニーズの把握や各種保健医療福祉活動チームの情報共有を行うため、3/2(日)午前9時に、大船渡市保健センター内に気仙医療圏保健医療福祉調整本部を立上げた。

● **岩手感染制御支援チーム（ICAT）**

大船渡市からの要請を受け、2/28(金)、薬剤師1名・看護師4名を派遣。

3/4(火)、医師2名・臨床検査技師1名・看護師3名を派遣し、2班に分かれて避難所を巡回し、感染対策状況の確認・助言を実施。

3/18(火)、看護師3名を派遣。避難所を巡回し、感染対策状況の確認・助言を実施。

● **岩手県災害派遣福祉チーム（DWAT）**

・ 3/4(火)、大船渡市からの派遣要請書を受理。3/5(水)、第1陣の派遣調整を完了。

・ 3/6(木)、4名のチーム員が、リアスホールなど、5か所の避難所を巡回し活動。

・ 3/7(金)：リアスホールと三陸公民館に常駐し相談支援などを実施

・ 第2陣は、3/8(土)から3/12(水)までの間、10名程度のチーム員を派遣。

・ 3/8(土)～11(火)：リアスホールと三陸公民館に常駐し相談支援などを行うとともに、越喜来小学校などの避難所を巡回し活動。

・ 第3陣は、3/12(水)から16(日)までの間、6名のチーム員を派遣。

・ 第4陣は、3/16(日)から18(火)までの間、2名のチーム員を派遣 (派遣終了)

● **こころのケアセンター**

2/28(金)に職員3名が現地の避難所支援に入り、以降、現地での対応を継続中。

● **いわて災害リハビリテーション推進協議会（いわて JRAT）**

気仙医療圏保健医療福祉調整本部からの要請を受け、3/3(月)、医師1名、リハビリテーション専門職2名が派遣にかかるニーズ把握のため、現地にて情報収集を実施。

3/4(火)から、医師1名、リハビリテーション専門職2名を派遣。避難所を巡回し、災害リハビリテーション支援活動を実施。

● **災害ボランティア** ※県社会福祉協議会からの情報

- ・大船渡市から大船渡市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置について打診があり、同市社協及び岩手県社会福祉協議会が2/28(金)災害ボランティアセンターを立ち上げ。
- ・3/3(月)：市内の高校生約100人が、市体育館での支援物資の仕分け、避難所での受入れ支援（物資配布の手伝い等）を行った。（3/3(月)は、3/1(土)の高校の卒業式の代休日となり、高校生ボランティアの申込が多数あったもの）
- ・3/4(火)：市民や大学生等約15名が、市体育館において、物資の仕分け等の活動を行った。
- ・3/5(水)：市民や大学生等約22名が、市体育館や市総合福祉センターにおける支援物資の仕分けや、在宅避難者向け物資配布会場における物資配布の手伝い等を行った。
- ・3/6(木)：市民(5名)や高校生(23名)計28名が、昨日と同様に活動を実施。
- ・3/7(金)：市民(10名)、高校生(14名)、大学生(1名)計25名が、支援物資の仕分けや配布支援、避難所の清掃等を実施。
- ・3/8(土)：市民(5名)、高校生(21名)計21名が、前日と同様に活動を実施。
- ・3/9(日)：市民(7名)、高校生(12名)、大学生(1名)計20名が、前日と同様に活動を実施。
- ・3/10(月)：市民(9名)、高校生(2名)計11名が、昨日と同様に活動を実施。
- ・3/11(火)：市民(5名)が、支援物資の配布支援等を実施。
- ・3/12(水)：市民(6名)、大学生(5名)計11名が、支援物資の仕分け等を実施。
- ・3/13(木)：市民(4名)、大学生(1名)計5名が、昨日と同様に活動を実施。
- ・3/14(金)：市民(5名)、高校生(9名)計14名が、綾里中学校の掃除等を実施。

● **義援金の受付**

3/6(木)から日本赤十字社岩手県支部及び岩手県共同募金会で受付を開始。

[www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/hokenfukushi/tsuuchi/1081641/index.html](http://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/hokenfukushi/tsuuchi/1081641/index.html)

## 大船渡市林野火災に係る対応状況について（住宅確保関係）

### 1 建設型応急仮設住宅の建設について

- 大船渡市から建設要請のあった**建設型応急仮設住宅**について、協定締結団体である**一般社団法人全国木造建設事業協会**に建設を要請。
- 3月19日（水）に建設に着手。5月上旬の完成**を目指す。

建設戸数等	赤崎町蛸ノ浦地区 10戸（赤崎町鳥沢（旧蛸ノ浦小学校）） 三陸町綾里地区 30戸（三陸町綾里黒土田（旧綾里中学校））
構造規模	木造 長屋建（3～4戸の長屋）

※ 被災者の意向調査の結果により、整備戸数等は変更となる場合がある。

### 2 県営住宅の確保について

- 大船渡市内の18戸をはじめ、**速やかに入居できる県営住宅87戸**を確保。
- 現在、大船渡市において実施している**被災者への意向調査の回答内容**を踏まえ、**市と連携の上、入居に向けた調整**を進める。

## 令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災の災害対策を推進するため、令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 本部
- (2) 連絡会議

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況等の把握に関すること。
- (3) インフラの復旧に関すること。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (5) 産業（農林水産業、製造業、観光等）の再生・復興に関すること。
- (6) その他被災地域の復旧・復興推進に関すること。
- (7) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関すること。

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、企画理事、本庁各部局長、広域振興局長、医療局長、企業局長、教育局長、警察本部長及び東京事務所長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係機関の職員等の本部会議への出席を要請することができる。

(本部会議)

第5条 本部長は、復旧・復興推進の総合的な方針決定並びに各部において実施する復旧・復興推進施策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第6条 本部長は、本庁各部局等との調整等を円滑に行うため、別表に掲げる職にある者をもって構成する連絡会議を置く。

2 連絡会議に委員長を置き、復興防災部副部長のうち復興の推進に関する事務を担当する者をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて委員その他の職員を招集し、連絡会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局の業務は、復興危機管理室において行う。

(補足)

第8条 本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別表（第6条関係）

政策企画部副部長  
総務部副部長  
復興防災部副部長（復興の推進に関する事務を担当する者）  
ふるさと振興部副部長  
文化スポーツ部副部長  
環境生活部副部長  
保健福祉部副部長  
商工労働観光部副部長  
農林水産部副部長  
県土整備部副部長  
ILC 推進局副局長  
盛岡広域振興局副局長  
県南広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）  
沿岸広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）  
県北広域振興局副局長（経営企画部を所管する者）  
医療局副局長  
企業局次長  
教育次長  
警務部長  
東京事務所部長